

公文書管理の在り方に関する調査
報告書

平成 28 年 3 月

 株式会社三菱総合研究所

はしがき

公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）附則第13条第1項において、同法の施行後5年を目途として、同法の施行の状況を勘案しつつ、行政文書等の範囲その他の事項について検討を加え、必要があれば、検討の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

本調査は、この検討にあたっての参考とするために、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ及びイタリアの5カ国における公文書管理担当機関及び公文書館の組織・体制、公文書管理制度の運用実態及び地方の公文書管理との関係について調査を行ったものである。具体的には、次に掲げる事項について、文献調査及び現地調査を実施した。

第一に、公文書管理担当機関及び公文書館の組織について、組織構成や権限、体制等についての調査を行った。

第二に、公文書管理制度の運用実態について、評価選別の在り方や電子記録管理、民間記録や口述記録の収集状況についての調査を行った。

第三に、地方の公文書管理との関係について、政府の中央公文書館と地方の公文書館の間における法令上の関係等についての調査を行った。

本報告書は、上記の調査結果をまとめたものであるが、以下の章については、調査対象各国の有識者に現地調査へのご同行を頂くとともに、報告書の監修を頂いた。

第3章イギリスの記述については、駒沢大学の熊本史雄氏に現地調査同行及び監修を頂いている。第4章フランスの記述については、広島女学院大学の永野晴康氏に現地調査同行及び監修を頂いている。第5章ドイツの記述については、武蔵野大学の上代庸平氏に現地調査同行及び監修を頂いている。第6章イタリアの記述については、人間文化研究機構国文学研究資料館の湯上良氏に現地調査同行及び監修を頂いている。

また、アメリカ調査においては、現地調整に関して ARMA 東京支部の西川康男氏、青木伸一氏のご支援を頂いた。さらに、調査全般について、中央大学の山崎久道氏、飯尾淳氏、筑波大学の白井哲哉氏のご支援を頂いた。

ご多忙の中、本調査へのご協力を快諾頂いたことに深く感謝を述べたい。

報告書の文献調査及び取りまとめについては、株式会社三菱総合研究所（柴田高広、佐藤誠（概要編、5カ国文献及び現地調査）、玉川絵里（イギリス文献調査））が行った。

平成28年3月

株式会社 三菱総合研究所

